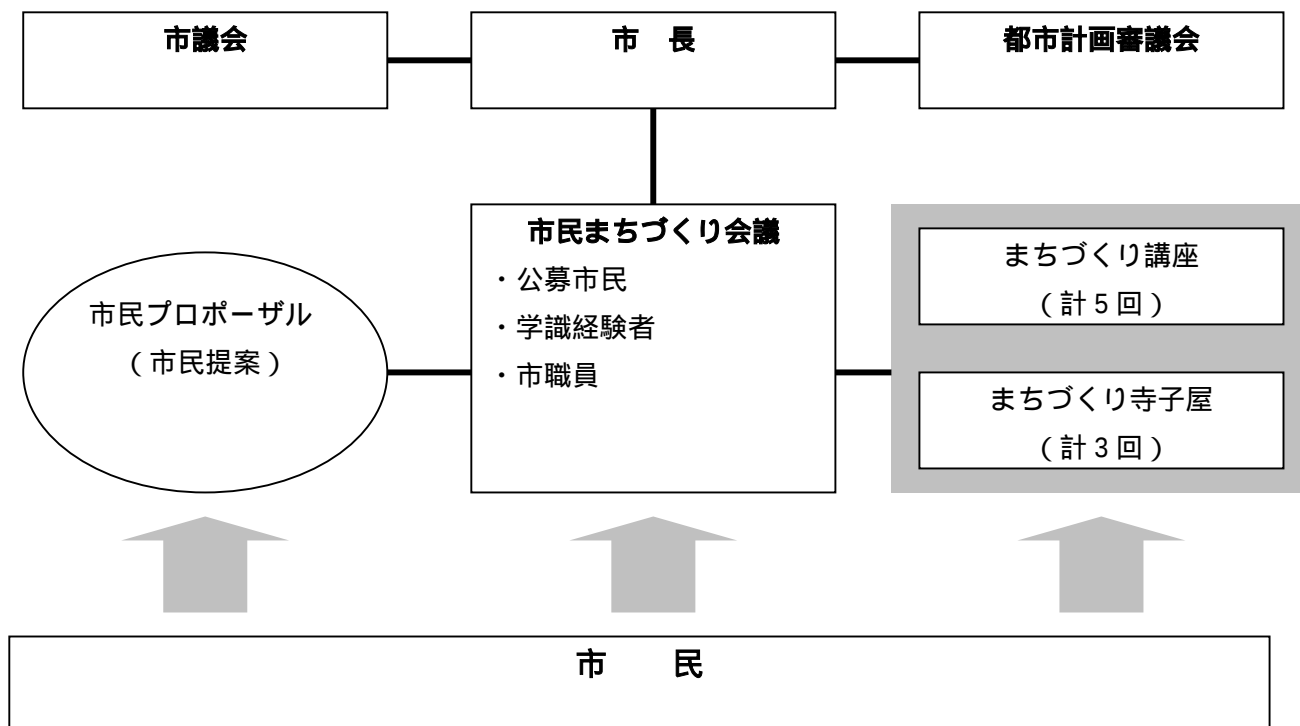


資料 . まちづくり条例の制定プロセス

月日	内容	
平成14年		
12月26日	第1回市民まちづくり会議	顔合せと条例策定のスケジュール
平成15年		
1月20日	第2回市民まちづくり会議	まちづくり条例の制定プロセスを考えよう
2月5日	第3回市民まちづくり会議	まちづくり条例のねらいと制定プロセスを考えよう
2月16日	第1回まちづくり講座	行政計画とまちづくり条例の関係を学ぼう
3月6日	第4回市民まちづくり会議	まちづくり講座のプログラムを検討する
3月15日	第2回まちづくり講座	まちづくりMPを事例に、まちづくり条例の全体像を把握しよう(その1)
4月7日	第5回市民まちづくり会議	まちづくり条例の公定化のプロセスを考えよう(その1)
4月20日	第3回まちづくり講座	まちづくり条例の全体像を把握しよう(その2)
5月6日	第6回市民まちづくり会議	まちづくり条例の公定化のプロセスを考えよう(その2)
5月18日	第4回まちづくり講座	これまでの成果を確認・共有し、まちづくり条例をつくってみよう
6月4日	第7回市民まちづくり会議	まちづくり条例の公定化のプロセスを考えよう(その3)
6月14日	第5回まちづくり講座	みんなでつくったまちづくり条例の実現可能性を探ってみよう
7月2日	第8回市民まちづくり会議	まちづくり条例の公定化のプロセスを確定させよう
7月19日	第1回まちづくり寺子屋	応募用紙に自分の提案をかいてみよう
8月6日	第9回市民まちづくり会議	まちづくり講座を振り返り、日野の条例のポイントを考えよう(その1)
8月17日	第2回まちづくり寺子屋	検討過程の中で疑問に思ったことを先生に質問しよう
9月3日	第10回市民まちづくり会議	日野市の条例のポイントを考えよう(その2)
9月23日	第3回まちづくり寺子屋	提案内容の詰めていこう
9月24日	第11回市民まちづくり会議	日野市の条例のポイントを考えよう(その3)
10月6日	第12回市民まちづくり会議	日野市の条例のポイントを考えよう(その4)
10月20日	第13回市民まちづくり会議	市民提案を整理し、概観してみよう(その1)
11月15日	第14回市民まちづくり会議	市民提案を整理し、概観してみよう(その2)
12月8日	第15回市民まちづくり会議	まちづくり条例の全体像(体系)を描こう(その1)
12月25日	第16回市民まちづくり会議	まちづくり条例の全体像(体系)を描こう(その2)
平成16年		
1月16日	第17回市民まちづくり会議	まちづくり条例の全体像(体系)を描こう(その3)
1月29日	第18回市民まちづくり会議	まちづくり条例の全体像(体系)を描こう(その4)
2月9日	第19回市民まちづくり会議	まちづくり条例の全体像(体系)を描こう(その5)
2月～3月	住環境に関する分科会活動	2/18、3/5、3/22、3/31、4/9
	自然環境に関する分科会活動	2/24、3/4、3/24、4/7
	手続きに関する分科会活動	2/18、2/24、3/9、4/9
3月12日	第20回市民まちづくり会議	各グループ 中間報告会
4月16日	第21回市民まちづくり会議	各グループ 発表会
5月14日	第22回市民まちづくり会議	まちづくり条例骨子案の確認と市民提案の意見の整理
5月31日	第23回市民まちづくり会議	市民提案の意見の整理
7月1日	第24回市民まちづくり会議	地区とテーマ型まちづくり計画の手続きを考える(その1)
7月20日	第25回市民まちづくり会議	地区とテーマ型まちづくり計画の手続きを考える(その2)
8月1日	第26回市民まちづくり会議	テーマ・推進地区・農地保全型まちづくり計画、開発協議の手続きを考える
8月8日	第27回市民まちづくり会議	開発協議の手続きとまちづくりの主体を考える
8月21日	第28回市民まちづくり会議	まちづくり条例の前文と市民活動支援等について考える
9月4日	第29回市民まちづくり会議	都市計画の提案及び決定手続きについて考える
9月14日	第30回市民まちづくり会議	フォーラムの企画について考える
9月28日	第31回市民まちづくり会議	斜面地マンションとまちづくり条例の公共性について考える
10月12日	第32回市民まちづくり会議	斜面地マンションと絶対高さ制限等について考える
11月4日	第33回市民まちづくり会議	絶対高さ制限の制限高さとフォーラムについて考える
11月18日	第34回市民まちづくり会議	まちづくりフォーラムの準備(その1)
11月24日	第35回市民まちづくり会議	まちづくりフォーラムの準備(その2)

資料２．市民まちづくり会議等

１．まちづくり条例の策定体制



２．市民まちづくり会議メンバー等

所属等	名 前
市 民	大木昭訓、金井透、小林将夫、佐藤吉元、佐伯義則、谷保恭造、筒井孝雄、中尾ひろえ、藤原幸子、松崎孝子、梁瀬悦司、山本由美子 計 12 名
市職員	小笠俊樹（緑と清流課）、川鍋孝史（道路課）、坂尻博司（生活福祉課）、篠崎忠士（高齢福祉課）、関谷一彦（建築指導課）、根津敏明（障害福祉課）、前原直人（地域協働課）、増子和男（環境保全課）、水間正明（資産税課）、宮田守（企画調整課）、村瀬恵以子（産業振興課）、森谷俊男（防災課） 計 12 名
学識経験者	後藤春彦（早稲田大学）、小泉秀樹（東京大学）、和多治（横浜国立大学）、姥浦道生（豊橋技術科学大学） 計 4 名
事務局	関田和男、松坂文雄、渡辺博朗、星野敦樹、真島均 計 5 名

資料 3 : まちづくり条例に関連する日野市の主な条例等

1 . 日野市環境保全に関する基本条例

1) 条例

日野市環境保全に関する条例

昭和 47 年 4 月 10 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条

この条例は、他の法令等に特別の定めがある場合を除くほか、公害防止について、必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、快適環境の創造に寄与することを目的とする。

(昭和 62 条例 8 ・ 全改)

(定義)

第 2 条

この条例において「公害」とは、事業活動その他の人為に基づく生活環境の侵害であつて、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭、土壌汚染等によつて、人の生命及び健康が損なわれ、又は快適な生活が阻害されることをいう。

(市長の基本的責務)

第 3 条

市長は、あらゆる施策を通じて公害の防止に努め、良好な生活環境の保全を図り、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に努めなければならない。

(自然環境の保護及び快適環境の創造義務)

第 4 条 1

市長は、この条例に定める他の施策と相まつて、公害防止に資するよう、緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない。

2

市長は、地域特性を生かした快適環境づくりに向けて、広く関係機関との調整に努めなければならない。

(昭和 62 条例 8 ・ 一部改正)

(調査の実施)

第 5 条

市長は、公害の状況を適確に把握し、防止措置を講ずるため、公害の発生源、発生原因及び発生状況その他の公害に関する事項について、必要な測定、調査等を行わなければならない。

(公開の義務)

第 6 条

市長は、前条の規定による測定及び調査等の結果、明らかになつた公害の状況を市民に公表しなければならない。この場合において、法令等に違反して著しく公害を発生させている者があるときは、その者についてもこれを明らかにしなければならない。

(規制の措置)

第 7 条

市長は、法令等の定めるところにより、公害の発生者に対し、必要な規制措置を講ずるものとし、法令等の定めのないものについても、公害を防止するための指導を行わなければならない。

(都市施設の整備等の義務)

第 8 条

市長は、公害を防止するため、公共下水道、公共空地その他の都市施設を整備するとともに、これらの管理の適正化を図り、公害を発生させるおそれのある施設の整備等の促進を図らなければならない。

(助成の義務)

第 9 条

市長は、公害防止施設の整備を促進するため、必要に応じ、公害防止の施設の設置又は改善につき、必要な技術的な助言その他の援助に努めなければならない。

2

市長は、公害防止の施設を設置し、又は改善することが著しく困難であると認めた小規模の事業者に対し、当該施設の設置又は改善について、必要な資金のあつせんその他の金融上の助成措置等を講ずるよう努めなければならない。

(紛争の処理等の義務)

第 10 条

市長は、公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害に係る健康障害に対する医療体制の確立に努めなければならない。

(環境保全連絡協議会)

第 11 条

市長は、次の各号の一に該当する場合、環境保全連絡協議会を設置する。

- (1) 市民生活に重大な影響を与える公害の発生が予測されるとき。
- (2) 市民生活に重大な影響を与える公害が発生したとき。
- (3) その他、市長が必要と認めた場合

2

環境保全連絡協議会の組織及び運営については、市長が別に定める。

(昭和 62 条例 8・全改)

(環境保全モニター)

第 12 条

市長は、地域で発生する環境問題の情報を迅速かつ的確に把握するため、環境保全モニターを設置することができる。

2

環境保全モニターの職務は、市長が別に定める。

(昭和 62 条例 8・全改)

(事業者の責務)

第 13 条

事業者は、その事業活動による公害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

2

事業者は、市長の実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(規制基準の遵守)

- 第 14 条 事業者は、その事業活動により、法令等で定める規制基準を超える公害を発生させてはならない。
- 2 事業者は、法令等に定めのないものについても、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのないよう公害防止に努力しなければならない。
- 3 事業者は、法令等の規定に違反しない場合においても、そのことを理由として公害の防止について、最大限に努力することを怠つてはならない。

(新技術事前評価及び公害防止協定)

- 第 14 条の 2 次の各号の一に該当する事業場を設置しようとする者は、新技術事前評価を行い、市長と公害防止協定を締結するよう努力しなければならない。
- (1) 半導体製造工場
- (2) 遺伝子組替施設を有する事業場
- (3) その他、市長が必要と認めた事業場

(昭和 62 条例 8・追加)

(市民の責務)

- 第 15 条 市民は、公害の発生させることのないよう常に努めなければならない。

(施設等の管理)

- 第 16 条 市民は、その所有又は管理に属する土地その他の施設等について、常に適正な管理を行い地域の生活環境の保全に努めなければならない。

(協力義務)

- 第 17 条 市民は、公害の発生源、発生原因及び発生状況に注意し、市長が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(ばいじん等の除去)

- 第 18 条 法令等に定めのない、ばいじん発生施設を設置しているもののうち、市長が指定するものについては、ばいじんの減少に努めなければならない。

(取付の指導勧告)

- 第 19 条 市長は、自動車を所有する者に対し、排出ガスを減少させる装置の取付けを、指導勧告することができる。

(燃焼物の届出)

- 第 20 条 屋外における物の燃焼により、ばい煙、有害ガス、悪臭その他の公害を発生させるおそれのあるものを燃焼させようとする者は、事前に市長に届け出なければならない。

(工場等の設置の条件)

第 21 条

工場、事業所又は建築物その他の施設等(以下「工場等」という。)を設置しようとする者は、工場等の敷地の周囲における良好な生活環境を、損なうことのないよう努めなければならない。

2

市長は、工場等の設置により周囲における良好な生活環境が損なわれるおそれがあると思われる場合においては、その原因の除去又は減少させるための必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(静穏保持)

第 22 条

何人も、付近の静穏を害する音響機器音、楽器音又は人声等により、みだりに騒音を発生させる行為をしてはならない。

(資料等の提出)

第 23 条

市長は、著しく騒音等を発するおそれのある建設作業を行うものについて、公害防止に必要な限度において、資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第 24 条

市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、公害発生に関係のある場所に立入り、帳簿書類、機械設備その他の物件を検査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。前項の規定により、立入り検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

2

(報告の徴収)

第 25 条

市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、又は発生させるおそれのある者に必要な事項を報告させることができる。

(委任)

第 26 条

この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 62 年条例第 8 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

2) 施行規則

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 環境保全連絡協議会(第2条—第9条)

第3章 環境保全モニター(第10条—第11条の2)

第4章 指示事項等(第12条・第13条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、日野市環境保全に関する条例(昭和47年条例第19号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 環境保全連絡協議会

(職務)

第2条 条例第11条に規定する環境保全連絡協議会(以下「協議会」という。)は、公害防止に関する対策を推進するため、次の各号の職務を行う。

- (1) 市長が指示する事案についての公害発生予測又は公害発生状況の調査及びその対策等の検討
- (2) 新技術事前評価に関する検討
- (3) 公害防止協定に関する検討

(組織)

第3条 前条の協議会は、市長から委嘱を受けた次に掲げる委員により組織する。

- (1) 学識経験者 5名以内
- (2) 関係行政機関の職員 3名以内
- (3) 市民代表 2名以内
- (4) 市職員

(任期)

第4条 市長は、前条の委員の任期について、2年を限度としてこれを定めることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置き、その選出方法は委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

第 7 条 削除

(関係者の出席)

第 8 条 会長は、必要と認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2

議事に関係のある関係行政機関の職員は、会長の承認を得て会議に出席し、意見を述べることができる。

(協議会の庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、環境共生部環境保全課が行う。

第 3 章 環境保全モニター

(環境保全モニターの職務)

第 10 条 条例第 12 条に規定する環境保全モニター(以下「モニター」という。)の職務は、環境保全に関するアンケートに答えることとする。

(モニターの要件)

第 11 条 モニターは、次の各号に該当する者のうちから 50 名以内を選出し市長が委嘱する。

- (1) 満 20 歳以上の日野市民であること。
- (2) 日野市の議員及び常勤の日野市職員でないこと。
- (3) 環境保全に関し、深い関心と知識を有すること。

(モニターの任期)

第 11 条の 2 モニターの任期は、2 年とする。

第 4 章 指示事項等

(ばいじんの除去)

第 12 条 条例第 18 条に規定する特に指示するものは、別表に掲げるとおりとする。

(燃焼物の届出)

第 13 条 条例第 20 条に規定する届出は、屋外燃焼届出書(別記様式)により、燃焼の日の前日までに提出しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 49 年規則第 42 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市環境保全に関する条例施行規則の規定は、昭和 49 年 7 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 53 年規則第 15 号)

- 1 この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規則による第 1 回目の委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず 1 年 6 カ月とする。

付 則(昭和 62 年規則第 14 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 3 年規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市環境保全に関する条例施行規則の規定は、平成 3 年 10 月 16 日から適用する。

付 則(平成 5 年規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市環境保全に関する条例施行規則の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 6 年規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市収入役が欠けたときの日野市収入役の職務を行う者についての規則、日野市電子計算組織の運営管理に関する規則、日野市支出負担行為手続規則、日野市土地開発基金条例施行規則、日野市老人医療事務取扱細則、日野市公衆浴場設備資金利子補助規則、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則、日野市環境保全に関する条例施行規則、日野市あき地の環境保全に関する条例施行規則、日野市消防団員等被服貸与規程並びに日野市災害対策本部条例施行規則の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 8 年規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市庁舎管理規則、日野市電子計算組織の運営管理に関する規則、日野市公有財産規則、日野市土地開発基金条例施行規則、日野市環境保全に関する条例施行規則、日野市あき地の環境保全に関する条例施行規則、日野市地価公示図書閲覧規程、日野市消防団員等被服貸与規程、日野市防災会議条例施行規則、日野市災害対策本部条例施行規則及び専用水道地区の給水装置改造工事資金融資あっせん規則の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 10 年規則第 25 号)

この規則は、日野市組織条例の一部を改正する条例(平成 9 年条例第 35 号)の施行の日から施行する。
(平成 10 年規則第 30 号で平成 10 年 5 月 1 日から施行)

2．日野市農業基本条例

日野市農業基本条例

平成 10 年 3 月 31 日

条例第 1 号

農業は、豊かな自然の恵みを受けて、長い歴史のなかで地域の特性を生かしながら新鮮で安全な農産物を供給し、市民生活の安定に大きな役割を果たしてきた。

また、生活基盤である農地は、日野市に残された貴重な自然として緑地や防災空間としてさらには生活に潤いを与える場所を提供するなど、良好な都市環境を保全していく上で多面的な機能を持っており、市民生活にとって重要なものとなっている。他方、農業を取り巻く状況は、地球規模での環境保全に向けた地球にやさしい農業の実現やウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う自由化の進展、新食糧法の制定など農業の大きな転換期を迎えており、新たな発展の道のりを模索し始めている。

今この農地の持つかけがえのない自然環境に対し、市民の理解を得ながら「市民と自然が共生する農あるまちづくり」を展開し、この産業を永続的に育成していくためこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条

この条例は、農業に関する基本理念を定め、日野市(以下「市」という。)の責務を明らかにするとともに、農業に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、農業経営の安定化と市民への新鮮で安全な農産物の供給促進を図り、もって市民及び農業者の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条

農業の振興は、新鮮で安全な農産物の供給を受け自然環境を享受するすべての市民にかかわる施策として、将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2

市民と自然が共生する農あるまちづくりを構築するためには、これを目的とするすべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

(農業施策の基本事項)

第 3 条

市は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき農業施策を総合的に推進しなければならない。

- (1) 農業経営の近代化
- (2) 環境に配慮した農業
- (3) 地域性を生かした農業生産
- (4) 消費者と結びついた生産及び流通
- (5) 農業用水路の継続保全
- (6) 農業の担い手の確保及び育成
- (7) 農業者と地域住民との交流
- (8) 農地の保全
- (9) 災害への対応

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の施策を推進するため、将来にわたった総合的な農業振興計画を策定し、実施する責務を有する。

(農業者の責務)

第 5 条 農業者は、生産活動を行うに当たって市民への新鮮で安全な農産物の供給、環境保全等に十分配慮するとともに、市と連携を取りながら農業振興計画の実現に向け、努力しなければならない。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、自然環境を保全し、新鮮で安全な農産物の生産を維持することができるよう市及び農業者に対し、協力するものとする。

(農業団体及び関係行政機関との連携)

第 7 条 市は、農業振興計画の推進に関して農業団体、東京都その他関係行政機関と連携を保ちながら施策実現に努めるものとする。

(農業懇談会)

第 8 条 農業施策の推進について、調査し、意見を求めるため、市長の附属機関として、日野市農業懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

2 懇談会は、農業振興計画の見直しに係る事項について調査検討し、結果を市長に報告する。

3 懇談会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

(1) 市民(公募による。) 3 人

(2) 関係機関の代表 6 人

ア 日野市農業委員会委員 2 人

イ 農業協同組合の代表 2 人

ウ その他行政機関の代表 2 人

(3) 農業者 3 人

4 委員の任期は 3 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、会務を総理する。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

8 懇談会は、会長が招集し、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

9 懇談会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(平成 11 条例 27・平成 15 条例 37・一部改正)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 11 年条例第 27 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 13 年 10 月 12 日から、第 4 条の規定は平成 13 年 2 月 19 日から、第 5 条の規定は平成 12 年 12 月 24 日から、第 6 条の規定は平成 13 年 9 月 1 日から、第 9 条の規定は平成 11 年 8 月 9 日付けで日野市教育委員会が委嘱し、又は任命した日野市余裕教室活用計画策定委員会委員の任期の末日の翌日から、第 11 条の規定は平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年条例第 37 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

3．日野市斜面地における建築物の構造の制限に関する条例

1) 条例

日野市条例第17号

日野市斜面地における建築物の構造の制限に関する条例

日野市は、緑豊かな多摩丘陵、日野台地そして低地へと連続する変化に富んだ地形を有し、また、多摩川、浅川及び斜面地からの湧水とあいまって特有の景観を生み出している。

この恵まれた自然環境は、市民の貴重な環境資源であり、市民の熱意と事業者の協力により保全されてきた。

今、「自然と共生するまちづくり」を展開し、斜面地のもつかけがえのない自然環境と良好な住環境を保全して、次世代に伝えていくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第50条の規定に基づき、第1種低層住居専用地域内の斜面地における建築物の構造に関する制限について定めることにより、周辺の住環境と調和を図り、もって健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法第8条第1項第1号により定められた、第1種低層住居専用地域に適用する。

(適用建築物)

第4条 この条例は、周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える建築物に適用する。

(建築物の階数の限度)

第5条 前2条の規定により、この条例の適用を受ける建築物の階数は、5を超えてはならない。

(適用の除外)

第6条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- (1) 修繕又は模様替を行う建築物
- (2) 法第55条第2項の認定を受けた建築物
- (3) 法第55条第3項、法第59条の2第1項、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物
- (4) この条例の施行又は適用の際現に建築の工事中の建築物が建築

物の階数の限度を超えている部分を有する場合で、確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して、建築物を建築するもの(敷地面積、建築面積、延べ面積及び階数の変更を伴わないものに限る。)

2 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が第1種低層住居専用地域における周辺の住環境を害するおそれがないと認めて許可したものについては、適用しない。

- (1) この条例の施行又は適用の際現に存する建築物(以下「既存建築物」という。)が、建築物の階数の限度を超えている部分を有する場合で、当該建築物の階数の範囲内で新築又は改築を行うもの
- (2) 既存建築物が建築物の階数の限度を超えている部分を有する場合で、建築物の階数の限度の範囲内で増築を行うもの
- (3) この条例の施行又は適用の際現に建築の工事中の建築物が建築物の階数の限度を超えている部分を有する場合で、確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して、建築物の階数の限度を超えて当該建築物の階数の範囲内で建築物を建築するもの(当該建築物以外の部分で床面積の増加を伴う変更をする場合は、当該部分について、建築物の階数の限度の範囲内で建築物を建築するものに限る。)

(4) 公益上やむを得ないと認められるもの

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地が第3条に規定する区域の内外にわたる場合においては、第5条中「建築物」とあるのは、「建築物の部分」とする。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 第5条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合は、当該建築物の工事施工者)は、法第103条の規定に基づき、20万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

(両罰規定)

第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

2) 施行規則

日野市規則第48号

日野市斜面地における建築物の構造の制限に関する条例施行規則

(許可の申請)

第1条

日野市斜面地における建築物の構造の制限に関する条例(平成16年日野市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第2項の規定による許可(以下「許可」という。)の申請は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第43号様式に準じた許可申請書によらなければならない。

2

前項の申請書については正本及び副本を作成するものとし、次の各号に掲げる図書等を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図
- (5) 2面以上の断面図
- (6) その他市長が必要と認める図書又は書面

(許可通知書等)

第2条

市長は、許可をしたときは、許可通知書(第1号様式)に前条第1項の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

2

市長は、許可をしないときは、許可しない旨の通知書(第2号様式)に前条第1項の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

(条例の適用除外)

第3条

条例第6条第2項第1号の規定により市長が許可する建築物は、この条例の施行の際、現に建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認の処分により条例第5条の階数の限度を超えて建築された建築物の敷地として使用されている土地におけるものとする。

付則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

4 . 日野市都市計画審議会条例

1) 条例

日野市都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 30 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条

都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、日野市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条

2

審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

特別の事項を審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第 3 条

委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者 5 人以内

(2) 市議会の議員 5 人以内

(3) 関係行政機関又は東京都の職員 3 人以内

(4) 市民 2 人以内

(臨時委員)

第 4 条

2

臨時委員は、審議事項を明示して市長が任命する。

臨時委員は、その審議事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

(任期)

第 5 条

2

委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3

臨時委員は、その審議事項の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 6 条

2

3

審議会に会長を置き、第 3 条第 1 号の委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条

審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(議事)

- 第 8 条 審議会は、その委員(その審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。)の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

- 第 9 条 審議会の会務を処理するため、審議会に幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

- 第 10 条 審議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(平成 15 条例 37 ・ 一部改正)

(委任)

- 第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 日野市都市計画審議会条例(昭和 44 年条例第 22 号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の日以後、最初に開かれる審議会の招集は、市長が行う。

付 則(平成 15 年条例第 37 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2) 規則

日野市都市計画審議会会議規則

平成 12 年 3 月 30 日

規則第 21 号

(目的)

第 1 条

この規則は、日野市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営議事に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長)

第 2 条

2

会長の選挙は、最初の会議において、他の議案に先立ち行う。

3

前項の選挙は、単記無記名投票により行い、有効投票の過半数を得た者をもって当選人とする。

4

前項の場合において、有効投票の過半数を得た者がいないときは、最多有効得票数を得た者と次点の者について決選投票を行い、多数を得た者をもって当選人とする。

5

前 2 項の規定により、当選人又は決選投票を行うべき者を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

6

第 2 項によりがたいときは、審議会の決するところにより会長を選出することができる。

会長は、辞任しようとするときは、審議会の承認を受けなければならない。

(招集)

第 3 条

2

会議の招集は、会議の開会 3 日前までに文書をもって行う。ただし、急施の場合は、この限りでない。

3

委員は、指定された日時及び指定された場所に参集するものとする。

委員は、招集に応ずることができないとき又は開会時刻に遅れて出席するときは、会長に届け出なければならない。

(議席)

第 4 条

委員の議席は、最初の会議において抽選によってこれを定める。ただし、臨時委員については、この限りでない。

(臨時委員の報告)

第 5 条

会長は、臨時委員の出席がある場合には開議に先立ち、事由及び氏名を報告する。

(会議)

第 6 条

2

会議は、これを公開とする。ただし、審議会が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

前項ただし書に関する事項その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委員の退席)

第 7 条 委員は、会議中退席しようとするときは、議長に申し出なければならない。

2 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、委員の退席を禁じることができる。

(議事)

第 8 条 会議及び延会、休憩は、議長がこれを宣告する。

2 議長は、開議中に定足数を欠くに至ったときは、休憩又は延会とする。

3 会議において発言するときは、議長の許可を得なければならない。

4 議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、委員の発言を止め、議事を中止し、又はその順序を変更することができる。

(採決)

第 9 条 議案の採決は、原則として挙手により決する。

(委員の辞任)

第 10 条 委員は、辞任しようとするときは、あらかじめ会長に辞意を申し出なければならない。

(委員以外の者の出席)

第 11 条 会長が必要と認めるときは、委員(臨時委員を含む。)以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(事務局)

第 12 条 この審議会の事務局は、まちづくり部都市計画課に置く。

(会議録)

第 13 条 会議録を作成するため書記若干人を置く。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 会議の開会及び閉会に関する事項及びその日時

(2) 開議、延会、中止、散会の日時

(3) 委員の出欠に関する事項及び氏名

(4) 委員以外の出席者の職氏名

(5) 会議の途中で出席し、又は退席した委員の氏名及びその時間

(6) 議案及びその採決に関する事項

(7) 議事の内容その他会長が必要と認める事項

3 会議録に署名押印する者は会長及び委員 2 人とし、会議において会長がこれを指名する。

4 会議録は、これを公開とする。

(協議会)

第 14 条

審議会は、まちづくり全般についての意見交換等を行うために、必要に応じ、協議会として会議を開催することができる。

付 則

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 日野市都市計画審議会会議規則(昭和 45 年規則第 43 号)は、廃止する。

付 則(平成 16 年規則第 14 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

5 . 日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

平成 7 年 12 月 28 日

条例第 27 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 紛争の予防(第 5 条—第 7 条)
- 第 3 章 紛争の調整(第 8 条—第 11 条)
- 第 4 章 日野市建築紛争調停委員会(第 12 条)
- 第 5 章 雑則(第 13 条—第 17 条)
- 付則

第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 この条例は、中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び紛争の調整に関し必要な事項を定め、良好な近隣関係の保持と、地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層建築物 次に掲げる建築物をいう。
 - ア 高さが 10 メートルを超える建築物
 - イ 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内の軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物
- (2) 紛争 中高層建築物の建築に伴って生ずる日照、通風及び採光の障害、風害、電波障害等並びに工事騒音、振動等の周辺の生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と建築主との間の紛争をいう。
- (3) 建築主 中高層建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらず自ら工事を行う者及びその代理人をいう。
- (4) 隣接地住民 次に掲げる者をいう。
 - ア 中高層建築物の各部分から、その部分の高さの 2 倍の水平距離の範囲内に居住する者
 - イ 敷地境界線から 10 メートルの水平距離の範囲内に居住する者及びその範囲内に建築物又は土地を所有する権利を有する者
- (5) 周辺住民 中高層建築物の建築に伴って電波障害の影響を著しく受けると認められる者をいう。
- (6) 関係住民 隣接地住民及び周辺住民をいう。

(市長の責務)

第3条

市長は、紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整するよう努めなければならない。

(当事者の責務)

第4条

建築主は、紛争を未然に防止するため、中高層建築物の建築を計画するに当たっては、周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

2

建築主及び関係住民は、紛争が生じたときは相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

第2章 紛争の予防

(標識の設置等)

第5条

建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、関係住民に建築に係る計画の周知を図るため、当該建築敷地の見やすい場所に規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

2

建築主は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(説明会等の開催)

第6条

建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、建築に係る計画の内容について、説明会その他の方法により隣接地住民に説明しなければならない。ただし、規則で定める事由に該当するときは、この限りでない。

2

建築主は、周辺住民から説明会等の開催の申出があったときは、説明会その他の方法により説明をしなければならない。

(報告)

第7条

建築主は、前条の規定により行った説明会等の内容を規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

第3章 紛争の調整

(あっせん)

第8条

市長は、建築主と関係住民の双方から紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行う。

2

市長は、前項の規定にかかわらず、建築主又は関係住民の一方から調整の申出があった場合において、相当な理由があると認めるときは、あっせんを行うことができる。

3

市長は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。

(あっせんの打ち切り)

第9条

市長は、当該紛争について、あっせんによっては解決の見込みがないと認めるときは、あっせんの打ち切りを行うことができる。

(調停)

第 10 条

市長は、前条の規定によりあっせんを打ち切った場合において、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停に移行するよう勧告することができる。

2

市長は、前項に規定する勧告をした場合において、当事者の双方がその勧告を受諾したときは、調停を行う。

3

市長は、前項の規定にかかわらず、当事者の一方が第 1 項に規定する勧告を受諾した場合において、相当な理由があるとき、調停を行うことができる。

4

市長は、調停を行うに当たって必要があると認めるときは、調停案を作成し、当事者に対し、期間を定めてその受諾を勧告することができる。

5

市長は、調停を行うに当たっては、日野市建築紛争調停委員会(以下「調停委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(調停の打ち切り)

第 11 条

市長は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2

前条第 4 項の規定による勧告が行われた場合において、定められた期間内に当事者の双方から受諾する旨の申出がないときは、当該調停は打ち切られたものとみなす。

第 4 章 日野市建築紛争調停委員会

(調停委員会)

第 12 条

市長の附属機関として調停委員会を置く。

2

調停委員会は、第 10 条第 5 項の規定による市長の意見の求めに応じ、必要な調査審議を行い意見を述べるとともに、市長の諮問に応じて、紛争の予防と調停に関する重要事項について調査審議する。

3

調停委員会は、法律、建築又は環境の分野に関し優れた知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する委員 3 人以内をもって組織する。

4

委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5

調停委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

6

会長は、会務を総理し、調停委員会を代表する。

7

調停委員会は、市長が招集する。

第 5 章 雑則

(出頭)

第 13 条

市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(関係図書の提出)

第 14 条 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者に対し、関係図書の提出を求めることができる。

(工事着手の延期等)

第 15 条 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、建築主に対して、期間を定めて工事の着手の延期又は工事の停止を要請することができる。

(公表)

第 16 条

市長は、第 13 条の規定による出頭若しくは第 14 条の規定による関係図書の提出を求め、又は前条の規定による工事の着手の延期若しくは工事の停止の要請をした場合において、その求め又は要請を受けた者がその求め又は要請に正当な理由がなく従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成 4 年法律第 82 号。以下「改正法」という。)第 1 条の規定による改正前の都市計画法第 2 章の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関する第 2 条の規定の適用については、平成 5 年 6 月 25 日から起算して 3 年を経過する日(その日前に改正法第 1 条の規定による改正後の都市計画法第 2 章の規定により、当該都市計画区域について用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示があった日)までの間は、同条中「第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域」とあるのは「第一種住居専用地域」とする。

2) 規則

日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則

平成 7 年 12 月 28 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条

この規則は、日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成 7 年条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条

条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高さ 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 2 条第 1 項第 6 号本文並びにただし書口及びハに規定する高さをいう。
- (2) 軒の高さ 令第 2 条第 1 項第 7 号に規定する高さをいう。
- (3) 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいう。
- (4) 水平距離の範囲内に居住する者 その範囲内にある建築物(建築物の一部がその範囲内にある場合を含む。)に居住する者をいう。
- (5) その範囲内に建築物又は土地を所有する権利を有する者 水平距離の範囲内にある建築物又は土地(建築物又は土地の一部がその範囲内にある場合を含む。)を所有する権利を有する者をいう。

(標識の様式)

第 3 条

条例第 5 条第 1 項に規定する標識(以下「標識」という。)の様式は、第 1 号様式による。

(標識の設置場所)

第 4 条

標識は、建築敷地の道路に接する部分(建築敷地が 2 以上の道路に接するときは、そのそれぞれの道路に接する部分)に、地面から標識の下端

(標識の設置期間)

第 5 条

延べ面積 1,000 平方メートルを超え、かつ、高さ(第 2 条第 1 号にいう高さ)が 15 メートルを超える中高層建築物に係る標識の設置期間は、次に掲げる手続のいずれか(2 以上の手続を行う場合は、最初の手続)をしようとする日の少なくとも 30 日前から、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項に規定する完了検査の申請若しくは法第 18 条第 5 条に規定する工事の完了の通知をした日又は法第 7 条の 2 第 4 項に規定する工事が完了した日までの間とする。

- (1) 法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請
- (2) 法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類の提出

- (3) 法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知
- (4) 法第 44 条第 1 項第 3 号、第 55 条第 2 項、第 57 条第 1 項、第 68 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 68 条の 4 第 1 項、第 68 条の 5 の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 68 条の 5 の 5 第 1 項、第 86 条第 1 項若しくは第 2 項、第 86 条の 2 第 1 項又は第 86 条の 6 第 2 項に規定する認定の申請
- (5) 法第 43 条第 1 項ただし書、第 44 条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号、第 47 条ただし書、第 48 条第 1 項から第 12 項までの各項ただし書(法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。)、第 51 条ただし書(第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。)、第 52 条第 9 項、第 10 項若しくは第 13 項、第 53 条第 4 項若しくは第 5 項第 3 号、第 53 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号(法第 57 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)、第 55 条第 3 項各号、第 56 条の 2 第 1 項ただし書、第 59 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 項、第 59 条の 2 第 1 項、第 60 条の 2 第 1 項第 3 号、第 67 条の 2 第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号若しくは第 9 項第 2 号、第 68 条の 3 第 4 項、第 68 条の 5 の 2 第 2 項、第 68 条の 7 第 5 項、第 86 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 86 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項に規定する許可の申請
- (6) 法第 52 条の 2 第 1 項に規定する指定の申請(法第 52 条第 1 項及び第 3 項から第 7 項までの規定による限度を超えて特例容積率の限度を指定する場合に限る。)
- (7) 法第 58 条に規定する高度地区に関する都市計画で定められた特例許可の申請
- (8) 東京都建築安全条例(昭和 25 年東京都条例第 89 号)第 2 条第 3 項、第 3 条第 1 項ただし書、第 4 条第 3 項、第 10 条第 3 号、第 10 条の 2 第 1 項ただし書、第 10 条の 3 ただし書、第 17 条第 3 号、第 22 条ただし書、第 24 条ただし書、第 32 条ただし書、第 41 条第 1 項ただし書、第 52 条、第 62 条又は第 73 条の 20 に規定する認定の申請
- (9) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成 6 年法律第 44 号)第 6 条第 1 項(同法第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。))に規定する計画の認定の申請
- (10) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項(同法第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。))に規定する計画の認定の申請

2

前項に規定する中高層建築物以外の中高層建築物に係る標識の設置期間は、前項各号に掲げる手続のいずれか(2 以上の手続を行う場合は最初の手続)をしようとする日の少なくとも 15 日前から法第 7 条第 1 項

に規定する完了検査の申請若しくは法第18条第5項に規定する工事の完了の通知をした日又は法第7条の2第4項に規定する工事が完了した日までの間とする。

(標識の設置方法等)

第6条

建築主は、風雨等のため標識が容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項がその設置期間中不鮮明にならないように標識を維持管理しなければならない。

(標識の記載事項の変更)

第7条

建築主は、建築に係る計画を変更したときは、速やかに標識の当該記載事項を訂正しなければならない。

(標識の設置届等)

第8条

建築主は、条例第5条第2項の規定による届出をするときは、標識を設置した日から起算して5日以内に、標識設置届(第2号様式)に条例第2条第4号に規定する隣接地住民の範囲を明確にするため次に掲げる図面を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 中高層建築物の各部分から、その部分の高さの2倍の水平距離の範囲を示す図面

(2) 敷地境界線から10メートルの水平距離の範囲を示す図面

2

市長は、条例第2条第5号に規定する周辺住民の範囲を明確にするために必要があると認めるときは、建築主に対し、前項の様式に加えて、中高層建築物の建築に伴って電波障害の影響を著しく受けると認められる範囲を示す図面の提出を求めることができる。

(説明会等の開催)

第9条

建築主は、条例第6条第1項に規定する説明会等を開催しようとするときは、開催日の5日前までに、日時及び場所を掲示等の方法により隣接地住民に周知させなければならない。

2

条例第6条第1項に規定する建築に係る計画の内容について説明すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 中高層建築物の敷地の形態、規模及び敷地内における中高層建築物の位置並びに必要な応じて付近の建築物の位置の概要

(2) 中高層建築物の規模、構造及び用途

(3) 中高層建築物の工期、工事時間、工法及び作業方法等

(4) 中高層建築物の工事中の騒音及び振動の防止策並びに工事の安全対策

(5) 中高層建築物の建築に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす著しい影響及びその対策

3	条例第 6 条第 1 項ただし書に規定する事由とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 隣接地住民が 30 日以上 の 長期間にわたって不在の場合 (2) 隣接地住民が説明を受けることを拒否した場合 (3) その他市長が特に理由があると認める場合
(報告)	
第 10 条	建築主は、条例第 7 条の規定により報告をしようとするときは、第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる手続のいずれかをしようとする日の少なくとも 3 日前までに、説明会等報告書(第 3 号様式)、住民説明の概要(第 4 号様式)及び関係住民名簿と説明状況(第 5 号様式)により報告しなければならない。
(紛争の調整の申出)	
第 11 条	建築主又は関係住民は、条例第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により紛争の調整の申出をしようとするときは、紛争調整申出書(第 6 号様式)により市長に申し出なければならない。
(あっせんの開始)	
第 12 条	市長は、条例第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、あっせん開始通知書(第 7 号様式)により当事者に通知するものとする。
(あっせんの打ち切り)	
第 13 条	市長は、条例第 9 条の規定によりあっせンを打ち切ったときは、あっせん打ち切り通知書(第 8 号様式)により当事者に通知するものとする。
(調停への移行の勧告等)	
第 14 条	市長は、条例第 10 条第 1 項の規定により、調停への移行を勧告するときは、調停移行勧告書(第 9 号様式)により当事者に通知するものとする。
2	当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、調停移行勧告受諾書(第 10 号様式)により市長に届け出なければならない。
(調停の開始)	
第 15 条	市長は、条例第 10 条第 2 項又は第 3 項の規定により調停を行うことを決定したときは、調停開始通知書(第 11 号様式)により当事者に通知するものとする。
(調停案の受諾勧告)	
第 16 条	市長は、条例第 10 条第 4 項に規定する調停案の受諾を勧告しようとするときは、調停案受諾勧告書(第 12 号様式)により当事者に通知するものとする。
2	当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、調停案受諾書(第 13 号様式)により市長に届け出なければならない。

(調停の打ち切り)

第 17 条

市長は、条例第 11 条第 1 項の規定により調停を打ち切ったとき又は同条第 2 項の規定により調停が打ち切られたときは、調停打ち切り通知書(第 14 号様式)により当事者に通知するものとする。

(手続の非公開)

第 18 条

あっせん又は調停の手続は、公開しないものとする。

(代表当事者の選定)

第 19 条

市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の中からあっせん又は調停の手続における当事者となる 1 人又は数人(次項において「代表当事者」という。)を選定するよう求めることができる。

2

当事者は、前項の規定により代表当事者を選定したときは、代表当事者選定届出書(第 15 号様式)により市長に届け出なければならない。

(出頭の求め)

第 20 条

市長は、条例第 13 条の規定により当事者の出頭を求めその意見を聴こうとするときは、出頭要求通知書(第 16 号様式)により当事者に通知するものとする。

(関係図書の提出)

第 21 条

市長は、条例第 14 条の規定により関係図書の提出を求めようとするときは、関係図書提出要求通知書(第 17 号様式)により当事者に通知するものとする。

(工事着手の延期等の要請)

第 22 条

市長は、条例第 15 条の規定により、工事の着手の延期又は工事の停止を要請しようとするときは、工事着手の延期・停止要請通知書(第 18 号様式)により建築主に通知するものとする。

(公表)

第 23 条

条例第 16 条の規定による公表は、日野市公告式条例(昭和 33 年条例第 10 号)その他の方法により行うものとする。

(会長の代理)

第 24 条

調停委員会の会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第 25 条

調停委員会の庶務は、まちづくり部建築指導課において処理する。

付 則

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、既に建築主が第 5 条第 1 項各号の一に掲げる手続をした場合にあっては、当該中高層建築物に係る標識の設置期間は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から法第 7 条第 1 項に規定する工事完了届又は法第 18 条第 5 項に規定する工事完了通知を提出した日までの間とする。
- 3 施行日から起算して、第 5 条各項に規定する中高層建築物の区分に応じ、それぞれ 30 日以内又は

15 日以内に、建築主が同条第 1 項各号の一に掲げる手続(2 以上の手続を行う場合は、最初の手続)をしようとする場合にあっては、当該中高層建築物に係る標識の設置期間は、施行日から法第 7 条第 1 項に規定する工事完了届又は法第 18 条第 5 項に規定する工事完了通知を提出した日までの間とする。

- 4 施行日から起算して 15 日以内に、建築主が第 5 条第 1 項各号に規定する手続(2 以上の手続を行う場合は、最初の手続)をしようとする場合にあっては、条例第 6 条に規定する説明会等は、当該手続の日から起算して 7 日以内に行わなければならない。

付 則(平成 9 年規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 10 年規則第 25 号)

この規則は、日野市組織条例の一部を改正する条例(平成 9 年条例第 35 号)の施行の日から施行する。

(平成 10 年規則第 30 号で平成 10 年 5 月 1 日から施行)

付 則(平成 11 年規則第 19 号)

この規則は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

付 則(平成 13 年規則第 9 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年規則第 4 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年規則第 15 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

6．日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例

日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例

平成4年6月30日

条例第22号

日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例(昭和58年条例第12号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所等における自転車等の駐車秩序を確保することにより、市民の良好な生活環境の維持と安全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所等 道路、公園、河川敷、緑地、駅前広場その他公共の用に供する場所をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 放置 自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態をいう。
- (4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (5) 鉄道事業者等 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送業者をいう。

(平成7条例6・一部改正)

(市長の責務)

第3条 市長は、地域の自転車等の利用の状況を勘案して自転車等駐車場の設置に努めるとともに、自転車等の放置防止に努めるものとする。

2 市長は、自転車等の放置防止に関する施策を総合的に実施するため必要と認めるときは、道路管理者、警察署、鉄道事業者等その他関係機関及び関係団体と協議するとともに、協力を要請するよう努めなければならない。

(平成7条例6・一部改正)

(自転車等の利用者の責務)

第4条 自転車等の利用者(所有者を含む。以下同じ。)は、関係法令を遵守するとともに、公共の場所等に自転車等を放置してはならない。

2 利用者は、防犯登録を受けなければならない。また、当該自転車等の見やすいところに住所、氏名を明記するように努めなければならない。

3 利用者は、駅への利用又は駅からの利用を自粛するよう努めなければ

ならない。

(平成 7 条例 6・一部改正)

(鉄道事業者等の責務)

第 5 条

鉄道事業者等は、その利用者のために自ら自転車等駐車場の設置に努めなければならない。

2

鉄道事業者等は、市が自転車等駐車場を設置しようとするときは、用地の提供に努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(平成 7 条例 6・一部改正)

(施設の設置者等の責務)

第 6 条

公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車等の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理するものは、当該施設の利用者のために自ら自転車等の駐車施設の設置に努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(自転車等小売業者の責務)

第 7 条

自転車等の小売業者は、市の施策に協力するとともに、自転車の販売に当たっては、所有者の住所及び氏名を明記すること並びに防犯登録を受けることの勧奨に努めなければならない。

(自転車等放置禁止区域の指定)

第 8 条

市長は、自転車等を公共の場所等に放置され、又は放置されるおそれがあり、住民の安全及び生活環境が阻害されると認められるときは、当該公共の場所等を含む区域を関係機関と協議の上、自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2

市長は、前項により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに規則で定める放置禁止区域である旨の標識を設置しなければならない。

(放置禁止区域の変更)

第 9 条

市長は、放置禁止区域及びその周辺の状況の変化に応じ、当該放置禁止区域を変更することができる。

2

前項の規定による放置禁止区域の変更については、前条第 2 項の規定を準用する。

(放置自転車等に対する措置)

第 10 条

市長は、第 8 条第 1 項に規定する放置禁止区域内の公共の場所等に放置された自転車等がある場合、当該自転車等を保管場所に撤去することができる。

2

市長は、放置禁止区域外であっても公共の場所等に自転車等が放置され、住民の安全及び生活環境が阻害されると認められるときは、前項に準じ必要な措置を講ずることができる。

(平成 7 条例 6 ・ 一部改正)

(費用の徴収)

第 11 条 市長は、前条の規定により自転車等を撤去したときは、撤去に要した費用として、別表第 1 に定める額を当該自転車等を引き取りにきた利用者から徴収することができる。

(平成 7 条例 6 ・ 追加)

(撤去した自転車等の保管期間)

第 12 条 市長は、自転車等を撤去したときは撤去した旨を公示するとともに、当該自転車等を撤去した日の翌日から起算して 2 カ月間保管しなければならない。

(平成 7 条例 6 ・ 追加)

(保管自転車等の処理)

第 13 条 市長は、前条の規定により保管した自転車等について当該自転車等の利用者の確認に努めるとともに、確認できたものについては、当該利用者に対して速やかに引き取るよう通知するものとする。

2 前項の規定により当該利用者に通知したにもかかわらず引き取らない自転車等又は利用者の確認ができない自転車等は、形状等個々の状態を勘案し、法令の定めるところにより、処理するものとする。

(平成 7 条例 6 ・ 旧第 11 条繰下 ・ 一部改正)

(自転車等駐車場内放置自転車等の処理)

第 14 条 市長は、市営自転車等駐車場内に駐車している自転車等で 1 カ月以上利用されていないものを保管場所に移動し、当該自転車等の利用者の確認に努めるとともに、確認できたものについては、当該利用者に対して速やかに引き取るよう通知するものとする。

2 前項の規定により当該利用者に通知したにもかかわらず引き取らない自転車等又は利用者の確認ができない自転車等の処理については、前条第 2 項の規定を準用する。

(平成 7 条例 6 ・ 追加)

(市営自転車等駐車場の設置)

第 15 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、市営自転車等駐車場を設置する。

2 市営自転車等駐車場の名称及び位置は、別表第 2 のとおりとする。

(平成 7 条例 6 ・ 旧第 12 条繰下 ・ 一部改正)

(利用料金)

第 16 条 市営自転車等駐車場の利用料金については、月額 5,000 円を限度とする。

(平成 7 条例 6 ・ 旧第 13 条繰下 ・ 一部改正)

(市の免責事項)

第 17 条 市は、市営自転車等駐車場及び保管場所内において、天災又は第三者の起因により生じた損害については、その責めを負わない。

(管理の委託)

市長は、市営自転車等駐車場の管理業務の全部又は一部を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に定めるものに委託することができる。

(自転車等駐車場を設置しなければならない区域の指定)

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)第 5 条第 4 項の規定に基づき自転車等駐車場を設置しなければならない区域は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する区域内の商業地域及び近隣商業地域の全域並びにその他自転車等の駐車需要の著しい地域とする。

(自転車等⁷⁰駐車場設置の規模)

前条で指定した区域内において、別表第 3 に定める用途に供する施設を新築し、又は増築しようとするものは、当該施設若しくは敷地内又は当該施設からの距離がおおむね 50 メートル以内に同表で定める基準に従い自転車等駐車場を設置しなければならない。

別表第 3 における施設の用途の範囲並びに店舗面積及び床面積の算出方法は、規則で定める。

(混合用途施設に係る自転車等駐車場設置の規模)

第19条で指定した区域内における2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築又は増築については、当該用途ごとに別表第3の規模欄より算定した自転車等駐車場の規模の合計したものを混合用途施設の自転車等駐車場の規模とみなして前条第1項の規定を適用する。

(自転車等駐車場の設置の届出)

前２条の規定により自転車等駐車を設置しようとするものは、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(立入検査等)

市長は、前 3 条の規定を施行するため必要な限度において施設若しくは自転車等駐車場の管理者等から報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員に施設若しくは自転車等駐車場の立入検査をさせることができる。

(平成 7 条例 6・追加)

(民営自転車等駐車場の育成)

第 24 条 市長は、民営自転車等駐車場の整備育成を図るため、公共の用に供すると認める自転車等駐車場を設置したのに対してその設置に要する経費の一部を補助することができる。

(平成 7 条例 6・旧第 17 条繰下・一部改正)

(総合施策)

第 25 条 市長は、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等の駐車対策及びその他自転車等の対策全般に関する総合施策を定めることができる。

2 市長は、総合施策を定めるときは、道路管理者、警察署、鉄道事業者等その他関係機関及び関係団体と協議するものとする。

(平成 7 条例 6・追加)

(日野市行政手続条例の適用除外)

第 26 条 この条例の規定による処分については、日野市行政手続条例(平成 8 年条例第 19 号)第 3 章の規定は、適用しない。

(平成 9 条例 1・追加)

(委任)

第 27 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平成 7 条例 6・旧第 18 条繰下、平成 9 条例 1・旧第 26 条繰下)

付 則

この条例は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

付 則(平成 7 年条例第 6 号)

この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年条例第 1 号)

この条例は、日野市行政手続条例(平成 8 年条例第 19 号)の施行の日から施行する。

7. 日野市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則

日野市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則

平成 12 年 3 月 21 日
規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条

この細則は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成 6 年法律第 44 号。以下「法」という。)、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成 6 年政令第 311 号。以下「令」という。)及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則(平成 6 年建設省令第 26 号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別特定建築物の利用円滑化基準への適合に関する事項に関する報告)

第 2 条

令第 17 条第 1 項の規定による特別特定建築物の利用円滑化基準(法第 3 条第 2 項の規定による条例で付加した事項を含む。)への適合に関する事項に関する報告は、特別特定建築物の利用円滑化基準への適合に関する報告書(第 1 号様式)に必要な書類及び図面を添付して市長に行うものとする。

(計画の通知)

第 3 条

法第 6 条第 5 項(法第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、計画通知書(第 2 号様式)に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請書(以下「建築確認申請書」という。)を添えて建築主事に行うものとする。

(計画の変更)

第 4 条

法第 7 条第 1 項に規定する計画の変更の認定(以下「計画の変更認定」という。)を受けようとする者は、変更認定申請書(第 3 号様式)の正本及び副本(法第 7 条第 2 項において準用する法第 6 条第 4 項の適合通知を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請書の正本及び副本並びに建築確認申請書の正本及び副本)に、認定通知書並びに当該計画変更に係る書類及び図面を添付して市長に申請しなければならない。市長は、前項に規定する申請について認定をしたときは、変更認定通知書(第 4 号様式)に同項の変更認定申請書の副本(法第 7 条第 2 項において準用する法第 6 条第 7 項の規定により適合通知を受けて計画の変更認定をした場合にあっては、変更認定通知書に前項の変更認定申請

書の副本及び当該適合通知書に添えられた建築確認申請書の副本)を添えて、申請した者に通知するものとする。

(事業者の変更)

第 5 条

法第 6 条第 3 項に規定する計画の認定(以下「計画の認定」という。)を受けた計画(計画の変更認定があったときは、その変更後のもの)に係る建築物(以下「認定建築物」という。)の工事が完了する前に計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)を変更しようとするときは、認定事業者は、新たに認定事業者になろうとする者と連署して、事業者の変更届(第 5 号様式)の正本及び副本に、認定通知書(計画の変更を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書)を添えて市長に届け出なければならない。

2

前項の事業者の変更届の副本及び認定通知書(計画の変更認定を受けた場合にあつては、認定通知書及び変更認定通知書)は、変更後の認定事業者に返還するものとする。

(認定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告)

第 6 条

法第 10 条の規定による認定建築物の建築等又は維持保全の状況についての報告は、認定建築物の建築等又は維持保全に関する報告書(第 6 号様式)に、必要な書類及び図面を添付して市長に行うものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条

計画の認定又は計画の変更認定を申請した者は、市長が当該計画の認定又は計画の変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第 7 号様式)の正本及び副本により市長に届け出なければならない。

2

市長は、第 4 条の通知を行った場合で前項に規定する取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書(第 8 号様式)により建築主事に通知しなければならない。

3

第 1 項の取下げ届の副本は、申請をした者に返還するものとする。

(認定建築物の建築の取り止め)

第 8 条

認定事業者は、認定建築物の工事を取り止めようとするときは、取り止め届(第 9 号様式)の正本及び副本に、認定通知書(計画の変更認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書)を添えて、市長に届け出なければならない。

2

前項の取り止め届の副本及び認定通知書(計画の変更認定を受けた場合にあつては、認定通知書及び変更認定通知書)は、認定事業者に返還するものとする。

(建築基準法の特例の認定)

第 9 条

法第 14 条第 1 項の規定による既存の特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例の認定を受けようとする者は、特例認定申請書(第 10 号様式)の正本及び副本にそれぞれ必要な書類及び図面を添えて市長に申請しなければならない。

2

市長は、前項の規定による申請について認定したときは、特例認定通知書(第 11 号様式)に同項の特例認定申請書の副本を添えて、申請をした者に通知するものとする。

(制限緩和認定申請の様式)

第 10 条

高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成 15 年東京都条例第 155 号)第 14 条の規定により認定を受けようとする者は、認定申請書(第 12 号様式)の正本及び副本にそれぞれ日野市建築基準法施行細則(平成 8 年規則第 2 号)第 15 条の表に掲げる図書その他必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。

2

市長は、前項の規定による申請について認定をしたときは、認定通知書(第 13 号様式)に同項の認定申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

付 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年規則第 5 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年規則第 36 号)

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

8．日野市みんなでまちをきれいにする条例

日野市みんなでまちをきれいにする条例

平成 12 年 9 月 29 日

条例第 40 号

私たちのまちは、丘陵地、台地、沖積低地で構成された美しく変化に富んだ地形の中にあります。丘陵地や台地の崖線に残る緑、はけ下からの湧水、低地を流れる多摩川や浅川などの河川、網の目のように広がる用水路、これらは日野を語るときに欠かすことのできないまちの特徴であり、固有な財産でもあります。

しかし、そんな恵まれた財産も人々の暮らしの中で、まちのあちこちに空き缶やたばこの吸い殻などが散乱したり、ごみが投棄されているなど、悲しい現状が見かけられるようになりました。

そこで、日野に暮らす一人ひとりがきれいなまちを守り、日野の恵まれた環境を子どもたちに引き継ぐため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条

この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、まちの環境美化と資源の有効利用を推進するとともに、日野市環境基本計画において目標とする「ごみゼロ社会の実現」に向け、地域環境に与える負荷の低減と、市民意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 日野市(以下「市」という。)の区域に居住し、若しくは滞在し、又は市の区域を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域において、事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 学校等 市内に所在する学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に定める学校、同法第 82 条の 2 に定める専修学校及び同法第 83 条第 1 項に定める各種学校をいう。)及び保育園をいう。
- (4) 土地所有者等 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空きびん、プラスチック容器その他の飲食物を収納していた容器をいう。
- (6) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすや、これらを収納している包装紙等をいう。
- (7) 公共の場所 道路、河川、水路、公園、緑地その他これらに類する公の場所をいう。

(市の責務)

第 3 条

市は、この条例の目的達成のために、必要な施策を総合的に実施するものとする。

2

市は、ごみの投棄等の監視とともに、ごみの発生回避、減量及びリサイクルを広く市民、事業者及び学校等に積極的に呼びかけなければならない。

3

市は、市民、事業者及び学校等が行う自主的な環境美化、環境保全、環境学習活動等に対し、必要な支援を行うものとする。

(市民の責務)

第 4 条

市民は、市、事業者及び学校等と協働して、良好な地域環境を保全するため、環境美化、環境保全、環境学習活動等に積極的に参画する等のほか、自ら清潔なまちを守るよう努めなければならない。

2

市民は、はかり売りや簡易包装、リユース又はリサイクル可能な商品の購入等、ごみの発生を最小限に抑えるよう努めるとともに、自ら生じさせたごみについては分別を徹底し、資源化に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条

事業者は、市民、市、他の事業者及び学校等と協働して、良好な地域環境を保全するため、環境美化、環境保全、環境学習活動等に積極的に参画しなければならない。

2

事業者は、ごみの出にくい商品の製造や販売に努め、過剰包装を控えるとともに、商品から発生するごみの減量及び資源化について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3

事業者は、前文及び第 1 条の趣旨に配慮し、前 2 項に規定する事項について従業員教育を徹底し、当該事業所等から排出されるごみの減量及び資源化に努めなければならない。

4

事業者は、その販売物によって生じる空き缶等が投棄されないよう容器を設置する等、空き缶等の回収及び資源化に努めなければならない。

(学校等の責務)

第 6 条

学校等は、市民、市、事業者及び他の学校等と協働して、良好な地域環境を保全するため、環境美化、環境保全、環境学習活動等に積極的に参画するものとする。

2

学校等は、次世代を担う子どもたちとともに身近な環境の現状と未来を学び、良好な環境の保全に寄与できるよう、学習の機会を提供しなければならない。

3

学校等は、教育活動によって排出されるごみの減量及び資源化に努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第 7 条

土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において、空き缶等及び吸い殻等の投げ捨て並びに犬及び猫のふんの放置を防止するために、当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

(禁止行為等)

第 8 条

何人も、公共の場所にみだりに空き缶等及び吸い殻等の投げ捨てをしてはならない。

2

何人も、公共の場所においてたん、つばを吐き捨ててはならない。

3

犬及び猫の飼い主又は管理者は、飼い犬又は飼い猫が公共の場所においてふんを排泄した場合は、放置せず適切に処理しなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第 9 条

市長は、前条の規定に従わない者に対し、必要な指導及び勧告をすることができる。

2

市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、履行期限を定めて、改善その他の必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(公表)

第 10 条

市長は、前条第 2 項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(立入調査)

第 11 条

市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、空き缶等若しくは吸い殻等が散乱している土地、自動販売機が設置されている土地若しくは建物又は空き地の立入調査をさせることができる。

2

前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第 12 条

市長は、正当な理由がなく第 9 条第 2 項の規定による命令に従わなかった者に対し、2,000 円以下の過料を科する。

付 則

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

9 . 日野市情報公開条例

1) 条例

日野市情報公開条例

平成 13 年 12 月 28 日

条例第 32 号

日野市情報公開条例(昭和 61 年条例第 28 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 行政情報の公開(第 5 条—第 18 条)
- 第 3 章 不服申立て(第 19 条—第 22 条)
- 第 4 章 審議会への諮問(第 23 条)
- 第 5 章 情報公開の推進(第 24 条—第 28 条)
- 第 6 章 雑則(第 29 条)

付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

この条例は、日野市(以下「市」という。)の情報公開に関し必要な事項を定めることにより、市政について市民の知る権利を保障するとともに、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、もって参画と協働による公正で透明なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(この条例の解釈及び運用)

第 3 条

実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の知る権利を十分に尊重するとともに、市が市政に関し、市民に説明する責務を全うするようにしなければならない。この場合において、実施機関は、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報をみだりに公開することのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第 4 条

2

この条例の定めるところにより、行政情報の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即して適正な請求に努めなければならない。
この条例の定めるところにより、行政情報の公開を受けたものは、それによって得た行政情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第 2 章 行政情報の公開

(行政情報の公開を請求できるもの)

第 5 条

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政情報の公開を請求することができる。

(行政情報の公開請求手続)

第 6 条

2

行政情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した行政情報公開請求書(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公開を請求する行政情報の名称その他当該行政情報を特定するに足りる事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政情報の公開義務)

第 7 条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

- (1) 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、又は国等の機関の指示等につき実施機関が法律上従う義務を有するものと判断し、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にする

ことが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員の氏名については、公にすることにより当該公務員個人の権利利益を害するおそれがある場合は、公開しないことができる。

(3) 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため公にすることが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するため公にすることが必要であると認められる情報

(4) 公にすることにより、人の生命、健康、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

(7) 市、国、他の地方公共団体及び請求者以外のもの(以下「第三者」という。)が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

(行政情報の部分公開)

第 8 条

実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

2

公開請求に係る行政情報に前条第 2 号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第 9 条

実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報(第 7 条第 1 号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。

(行政情報の存否応答拒否)

第 10 条

実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第 11 条

実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定(以下「公開決定」という。)をし、請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2

実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(理由付記等)

第 12 条

実施機関は、前条各項の規定により公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開しないときは、請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2

実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る行政情報が、期間の経過によりその全部又は一部を公開することができる時期が明らかであるときは、その時期を請求者に通知するものとする。

(公開決定等の期限)

第 13 条

第 11 条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して 14 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2

実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日の翌日から起算して 28 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3

公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して 28 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政情報については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第 1 項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政情報について公開決定等をする期限

(第三者保護に関する手続)

第 14 条

実施機関は、公開請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、公開決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 2 号イ、同条第 3 号ただし書又は同条第 7 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第 9 条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の公開に反対の意思を表示した意見書(この項並びに第 19 条及び第 20 条において「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開をする日を書面により通知しなければならない。

(審議会への報告)

第 15 条

実施機関は、公開請求について、次の各号のいずれかに掲げる決定をしたときは、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。

(1) 第 7 条第 6 号オの規定に該当するものとして、当該請求に係る情報の一部を公開し、又は全部を非公開としたとき。

(2) 第 10 条の規定に基づき、当該請求に係る情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否したとき。

(行政情報の公開の方法)

第 16 条

実施機関は、第 11 条第 1 項の規定により公開決定したときは、速やかに請求者に対し当該行政情報の公開をしなければならない。

2 行政情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。

3	前項の閲覧又は視聴の方法による行政情報の公開にあつては、実施機関は、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該行政情報の写しによりこれを行うことができる。
(手数料等)	
第 17 条	この条例に基づく行政情報の閲覧又は視聴に要する手数料は、無料とする。
2	この条例に基づき行政情報の写しの交付を行う場合における当該行政情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。
(他の制度等との調整)	
第 18 条	法令又は他の条例の規定により、行政情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は行政情報の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる場合における当該行政情報の公開については、当該法令又は他の条例の定めるところによる。
2	この条例は、市の図書館等の施設において収集、整理又は保存している図書、記録、図画等で、市民の利用に供することを目的としている行政情報については適用しない。
第 3 章 不服申立て (不服申立て)	
第 19 条	実施機関が行った公開決定等について不服のあるものは、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定に基づき、不服申立てをすることができる。
2	実施機関は、前項の不服申立てがあつた場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく日野市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定をしなければならない。
	(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合
	(2) 公開決定等(公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第 22 条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政情報の全部を公開する場合(当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。)
(諮問をした旨の通知)	
第 20 条	前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
	(1) 不服申立人及び参加人
	(2) 請求者(請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
	(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(意見書等の閲覧等)

第 21 条

不服申立人及び参加人は、実施機関に対し、日野市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成9年条例第11号)第7条第3項及び第4項並びに第9条の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

2

実施機関は、前項の規定による閲覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第 22 条

第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る行政情報を公開する旨の決定(第三者である参加人が当該行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

第 4 章 審議会への諮問

(審議会への諮問)

第 23 条

市長は、この条例による情報公開制度の運営に関する重要事項については、審議会に諮問しなければならない。

第 5 章 情報公開の推進

(情報公開の総合的な推進)

第 24 条

市は、この条例に基づく行政情報の公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2

市は、前項に規定する情報公開の総合的な推進に当たっては、障害者、高齢者等に配慮するものとする。

3

市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

4

市は、情報公開の効果的推進を図るため、国及び他の地方公共団体との協力及び連携に努めるものとする。

(複数回公開した行政情報の公表)

第 25 条

実施機関は、同一の行政情報につき複数回公開請求を受けてその都度公開をした場合等で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該行政情報を公表するよう努めるものとする。

(出資等団体等の情報公開)

第 26 条

市が出資若しくは補助金等の助成又は人的支援を行う団体であって、市規則で定めるもの(以下「出資等団体」という。)は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資等団体に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 実施機関は、出資等団体から取得できる情報の公開請求があった場合において、当該情報を現に保有していないときは、当該出資等団体から当該情報を取得し、当該公開請求に対応するよう努めるものとする。

4 実施機関は、出資等団体に対して情報公開に係る異議の申出があったときは、審査会に意見を聴いた上、当該出資等団体に対し必要な指導をするものとする。

5 市が出資若しくは補助金等の助成又は人的支援を行う団体であって第 1 項に規定する出資等団体に該当しないもの及び一部事務組合に関する情報については、実施機関は、必要に応じ、これらの団体等に対し、当該情報の提供等の協力について要請するよう努めるものとする。

(行政情報の管理及び検索)

第 27 条

実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第 28 条

市長は、毎年 1 回、各実施機関のこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

第 6 章 雑則

(委任)

第 29 条

この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の日野市情報公開条例(以下「旧条例」という。)第 8 条の規定により、現にされている行政情報の公開の請求は、この条例第 6 条第 1 項の規定による公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現にされている旧条例第 12 条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、この条例第 19 条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

2) 施行規則

日野市情報公開条例施行規則

平成 14 年 3 月 29 日

規則第 12 号

日野市情報公開条例施行規則(昭和 61 年規則第 37 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、日野市情報公開条例(平成 13 年条例第 32 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(行政情報公開請求書の提出)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定による請求書の提出は、行政情報公開請求書(第 1 号様式)により行うものとする。

(行政情報公開決定通知書等)

第 4 条 条例第 11 条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 条例第 11 条第 1 項の規定により行政情報の全部を公開する旨の決定をした場合 行政情報公開決定通知書(第 2 号様式)
- (2) 条例第 11 条第 1 項の規定により行政情報の一部を公開する旨の決定をした場合 行政情報部分公開決定通知書(第 3 号様式)
- (3) 条例第 11 条第 2 項の規定により行政情報の全部を公開しない旨の決定(条例第 10 条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報を保有していないときの当該決定を含む。)をした場合 行政情報非公開決定通知書(第 4 号様式)

(公開決定等の期間の延長通知書)

第 5 条 条例第 13 条第 2 項又は第 3 項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 条例第 13 条第 2 項の規定により期間を延長した場合 行政情報公開決定等期間延長通知書(第 5 号様式)
- (2) 条例第 13 条第 3 項の規定により期間を延長した場合 行政情報公開決定等期間特例延長通知書(第 6 号様式)

(第三者保護に関する手続)

第 6 条 条例第 14 条第 1 項及び第 2 項に規定する市規則で定める事項は、当該行政情報の公開請求年月日、第三者に係る情報の内容その他必要な事項とする。

2 実施機関は、条例第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、行政情報公開決定等に係る意見照会書(第 7 号様式)により通知するものとする。

3 条例第 14 条第 3 項の規定による通知は、公開決定に係る通知書(第 8 号様式)により行うものとする。

(電磁的記録の公開方法)

第 7 条

第 16 条第 2 項の規定による電磁的記録の公開は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 録音テープ 次に掲げる方法

ア 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。

(行政情報の公開の実施等)

第 8 条

行政情報の公開は、職員の立会いのもとに行うものとする。

2

行政情報の公開を行う場合において、行政情報の写しを交付するときの交付部数は、公開請求に係る行政情報 1 件名につき 1 部とする。

3

実施機関は、行政情報の公開を受けるものが当該行政情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該行政情報の閲覧若しくは視聴の中止を命ずることができる。

(費用)

第 9 条

条例第 17 条第 2 項に規定する行政情報の写しの作成及び送付に要する費用は、実費相当額とする。

2

前項の費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(審査会に諮問した旨の通知)

第 10 条

条例第 20 条の規定による諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書(第 9 号様式)により行うものとする。

(意見書等の閲覧等)

第 11 条

条例第 21 条第 1 項の規定に基づき審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めようとするときは、審査会提出資料等閲覧・複写請求書(第 10 号様式)を実施機関に提出しなければならない。

2

実施機関は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧・複写請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は複写の諾否を決定し、審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書(第 11 号様式)、審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書(第 12 号様式)又は審査会提出資料等閲覧・複写不承諾通知書(第 13 号様式)により、当該閲覧・複写請求書を提出

したものに通ずるものとする。

審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写をする場合における当該閲覧又は複写に要する費用は、徴収しない。

(出資等団体)

第 12 条

条例第 26 条第 1 項に規定する出資等団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 財団法人日野市環境緑化協会
- (2) 株式会社日野市企業公社
- (3) 日野市勤労者福祉サービスセンター
- (4) 日野市国際交流協会
- (5) 社会福祉法人日野市社会福祉協議会
- (6) 社団法人日野市シルバー人材センター
- (7) 日野市女性社会事業協会
- (8) 日野市土地開発公社
- (9) 社会福祉法人日野市福祉事業団

(行政情報の検索資料)

第 13 条

条例第 27 条第 2 項に規定する行政情報の検索に必要な資料は、実施機関の持つファイル基準表等によるものとする。

(運用状況の公表)

第 14 条

条例第 28 条の規定によるこの条例の運用状況の公表は、次に掲げる事項を日野市の広報紙及びホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 公開請求された行政情報の件数とその内容
- (2) 行政情報の公開の請求に係る処理状況
- (3) 不服申立ての状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

付 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

10．日野市住みよいまちづくり指導要綱

日野市住みよいまちづくり指導要綱

昭和 53 年 11 月 1 日制定

目次

第 1 章	総則(第 1 条—第 6 条)
第 2 章	基本計画(第 7 条—第 21 条)
第 3 章	公共、公益施設(第 22 条—第 32 条)
第 4 章	工事の施行及び帰属(第 33 条—第 36 条)
第 5 章	雑則(第 37 条—第 42 条)
付則	

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内で行われる一定規模以上の開発事業に対し事業施行上の基準と公共・公益施設の整備に関し負担を定め、過密化やスプロール化等住環境の悪化及び災害の防止を図り、健康で文化的な市民生活を保障できる「住みよいまちづくり」の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 次条に定める事業を行うことをいう。
- (2) 事業者(同一系列事業者を含む。)開発事業を行う者をいう。
- (3) 開発区域 開発事業をする土地の区域をいう。
- (4) 公共・公益施設 道路、公園、緑地、上下水道、河川、水路、消防施設、集会所、小学校、中学校、幼稚園、保育所、清掃施設、交通安全施設、福祉・保健・医療施設、スポーツ施設、生涯学習施設及びその他の施設で、公共、公益の用に供する施設をいう。

(対象事業)

第 3 条 この要綱は、次の各号に掲げる事業に適用する。

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為
- (2) 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づく宅地造成
- (3) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく建築物で次条に規定するもの及び道路の位置指定
- (4) 砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)に基づく砂利の採取

2 同一事業者によつて行われる開発事業で第 6 条に定める協定の締結後 3 年以内に他の開発事業をする場合には、そのおのおのの全面積及び全戸数を対象としたひとつの開発事業とみなす。

事業者の所有する一団の土地を分割して開発する場合は、その面積及び全戸数を対象としたひとつの開発事業とみなす。

(適用規模)

第4条 前条第1項第3号に規定する建築物とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 高さが10メートルを超える建築物(第1種低層住居専用地域にあつては、軒の高さが7メートルを超える建築物)又は地上3階以上の建築物(以下「中高層建築物」という。)。ただし、専用住宅については除く。
- (2) 住宅及び集合住宅で計画戸数が8以上のもの
- (3) 延べ床面積が500平方メートルを超え、不特定多数の人が出入りする、周辺環境に配慮を要する建築物。ただし、大規模小売店舗立地法が適用される建築物は除く。
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく有料老人ホーム及びこれに類する施設

(協議)

第5条

事業者は、関係法令に基づく手続を行う前に、この要綱に基づき、市と協議するものとする。

(協定の締結及び変更)

第6条

前条の規定により、市と事業者が協議を行つた結果、合意に達したときは、協定を締結するものとする。様式は、別に定める日野市住みよいまちづくり指導要綱細則(昭和53年11月1日制定。以下「細則」という。)の定めるところによる。なお、協定締結後、特別の理由が生じたときは、双方の合意により変更することができる。

第2章 基本計画

(基本原則)

第7条

事業者は、開発事業の基本計画作成においては、都市の均衡ある発展に寄与し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため環境の改善を図り、交通安全確保、災害の防止、その他健全な市街地の形成に必要な公共、公益施設及び宅地に関する適正な計画を定めるものとする。

(土地利用計画)

第8条

事業者は、土地利用の計画に当たつて、道路、公園、その他都市施設及び地区計画に関する都市計画が定められているときは、当該計画に適合して計画しなければならない。

(自然保護)

第9条

事業者は、良好な住環境を維持するため、現状の樹林、湧き水、水路等素材を生かし自然の保存に努めるものとする。

(文化財保護)

第 10 条

事業者は、周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業を行う場合は、計画作成段階で、市教育委員会と協議するものとする。

(公害防止)

第 11 条

事業者は、開発事業に起因する公害の防止に努めるとともに、当該事業に起因して生じた被害については、その責任を負うものとする。

2

事業者は、騒音・振動等について、関係法令に定める届出等を、協議の上、速やかに行うものとする。

(防災計画)

第 12 条

事業者は、地形、地質、過去の災害等の調査を十分行い開発区域の安全を確保するとともに、その周辺地域に対しても災害を防止する措置を講じるものとする。

2

事業者は、当該開発事業に起因して災害が発生したときは、事業者の責任において、速やかに適切な措置を講じ、その責任を負うものとする。

(特に定めた地域内における開発事業)

第 13 条

工業地域内では、住宅を目的とする開発事業は、できるだけ行わないものとする。ただし、工業の利便及び公益上やむを得ず開発事業を行う場合は、都市計画法第 8 条に基づく第 2 種高度地区を基準とした限度内で行うように努めるものとする。特に、別紙住工混在地区においては、第 2 種高度地区を第 1 種高度地区と読み替え、その限度内で行うように努めるものとする。

2

元学校敷地域内では、住宅を目的とする開発事業は、できるだけ行わないものとする。ただし、やむを得ず開発事業を行う場合は、別途、市が指導する限度内で行うように努めるものとする。

(敷地面積)

第 14 条

事業者は、開発事業を行うにあたって、宅地の一区画の敷地面積は、次に定める基準以上を確保するものとする。なお、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 12 条の 4 に基づく地区計画が定められている地区については、当該地区整備計画の「建築物の敷地面積の最低限度」に定める敷地面積を確保しなければならない。

区分 / 用途地域	第 1 種低層住居専用地域	左記以外の地域	土地区画整理事業施行中又は完了区域内
1 戸建て	130 m ²	120 m ²	120 m ²

2 集合住宅の開発事業については、別途協議するものとする。

(街区の構成規模)

第 15 条

住宅街区は、地形、日照、通風、採光、予定される住宅の規模、用途、構造等を考慮して定めるものとする。

(駐車場及び駐輪場)

第 16 条

事業者は、開発事業の目的及び規模に応じた駐車場を細則に基づき設置するものとする。また、事業者は、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例(平成4年日野市条例第22号)に定める自転車等駐車場を設置するものとする。

(日照、電波障害等)

第 17 条

中高層建築物にあつては、次の各号を満たすものとする。

- (1) 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和53年東京都条例第63号)に定める事項
- (2) 日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成7年日野市条例第27号)に定める事項
- (3) 建築物の窓に目隠しを施す等関係付近住民の私生活を侵さないようにするための措置

(建築協定の締結)

第 18 条

事業者は、開発区域の面積が1,000平方メートル以上又は計画戸数8以上の開発事業により造成される住宅地にあつては、建築基準法に基づく建築協定が施行されるよう努めるものとする。

(優良宅地、優良住宅の認定)

第 19 条

事業者は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良宅地、優良住宅の認定を受けようとするときは、その開発事業が、この要綱に適合しているものとする。

(住民等への周知徹底)

第 20 条

事業者は、開発区域の見やすい位置に細則で定める広告板を事前協議申出書提出の15日前までに設置し、住民の申出があれば説明会等の方法により説明するものとする。

2

事前協議申出書の提出に当たっては、建築事業誓約書(様式—13)及び建築事業周辺同意届(様式—14)を添付するものとする。ただし、建築事業周辺同意届の提出は単身者用集合住宅及び地上3階建以上の建築物に限る。なお、周辺居住者及び土地所有者の同意は、敷地境界から建築物の高さの1.5倍の水平距離の範囲とする。

(優先入居)

第 21 条

事業者は、開発事業を行うに当たり、市内住民の優先入居、優先分譲について十分配慮するものとする。

第3章 公共、公益施設

(公共、公益施設及び経費負担・緑化推進経費負担の原則)

第22条

事業者は、市と協議し、開発区域に必要な公共、公益施設を細則に基づき設置するものとする。

- 2 事業者は、次の各号に該当するとき、別に定める基準に従い、公共、公益施設を自己の責任において整備するものとし、又は整備のための用地及び費用を市に負担するものとする。また、本項第1号に該当する開発事業で区画数が16を超えるもの、及び本項第2号に該当する開発事業で戸数が12を超えるものは、緑化推進経費を負担するものとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に該当する開発事業で区画数が16を超えるもの又は開発区域面積が1,000平方メートル以上のもの
- (2) 第3条第1項第3号に該当する開発事業で戸数が12(単身者用集合住宅を除く。)を超えるもの又は開発区域面積が1,000平方メートル以上のものただし、第4条第4号に該当する開発事業については、入居設備数が30を超えるもの及び開発区域面積が1,000平方メートル以上のもの

- 3 この要綱に基づく協定を締結した年の1月1日において、5年以上市内に居住する者が、同期間以上所有する土地を自ら分譲又は賃貸の用に供するため開発事業(第3条第1項第4号を除く。)を行う場合には、本人の申出に基づき、前項後段及び第1号については区画数が16とあるのを19に、前項後段及び第2号については戸数が12とあるのを15とするものとする。

- 4 前項の規定は、一つの開発事業のみに適用するものとする。

- 5 事業者が住宅建設を目的とした開発事業を施行するに当たり、当該敷地内に駐車場を確保する場合は、指導細則第17条第7項に規定する割合をもつて、公益施設経費負担及び緑化推進経費負担を軽減する。ただし、第4条第4号に該当する開発事業は除く。また、当該敷地の過半が商業地域又は近隣商業地域については、敷地外に駐車場を確保する場合についても、協議の上、同様に軽減することができる。

- 6 事業者は、市長が当該開発区域及びその周辺における公共、公益施設の配置状況を考慮して必要と認めたときは、別に定める基準にかかわらず必要な公共、公益施設の整備について市の要請に協力するものとする。

- 7 公共、公益施設等の費用の納入については、原則として協定締結時とする。

(都市計画道路)

第 23 条 事業者は、その開発計画を作成する場合、開発区域内に都市計画道路があるときは、その計画に適合させなければならない。

(道路)

第 24 条 事業者は、開発区域内外の道路については、次のように計画するものとする。また、開発事業の区域外道路に関する整備指導指針によるものとする。

(1) 開発区域内の道路の幅員は、原則として、有効幅員 6 メートル以上とし、その構造は、細則に基づき施行するものとする。

(2) 橋梁の構造は、細則に基づき施行するものとする。

2 道路掘削は、市道認定後、原則として、1 年間認めないものとする。

3 開発事業に起因する当該開発区域外の道路の損傷については、事業者の負担において、原形に復旧するものとする。

4 開発区域内の道路の廃止、交換又は払い下げについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)の規定による手続をしなければならない。

(公園、緑地)

第 25 条 第 3 条第 1 項第 1 号による開発事業を行う事業者は、開発地域によりその開発区域面積の 6 パーセント以上又は 10 パーセント以上の公園、緑地を設置するものとする。

2 第 3 条第 1 項第 3 号の開発事業で、その開発区域が 1,000 平方メートル以上のものにあつては、開発地域によりその開発区域面積の 3 パーセント以上又は 7 パーセント以上の公園を設置するものとする。

3 前 2 項の規定は、土地区画整理事業の施行中又は完了区域内には適用しない。

	種 別	多摩丘陵自然公園内	左記以外の地域
提供公園、緑地の設置	開発行為	10%	6%
	建築行為	7%	3%

(上水道)

第 26 条 開発区域に対する給水計画については、市と協議するものとする。

2 事業者は、開発区域までに至る上水道施設及び開発区域内の上水道施設の設計、施行については、自らの費用で施行するものとする。ただし、市が直接設計施行する場合は、その費用を負担するものとする。

3 開発事業に係る上水道施設でその管路敷が私道の場合は、地役権を設定するものとする。

(下水道、污水处理)

第 27 条

- 下水道施設の排除方式は、分流式とし、市の公共下水道計画に適合するように計画し、細則により事業者の負担において施行するものとする。
- 2 事業者は、開発区域内に污水处理施設を設置する場合は、合併処理方式とする。処理水の放流については、放流先の水質、水位、流量及び水利状況を十分把握し、下流の水利上の必要な措置を講じるものとする。なお、処理水の水質基準は、細則による。また、事前協議申出書の提出に当たり、市は必要に応じて放流先の管理者(以下「関係管理者」という。)の同意を求めることができる。
- 3 集中污水处理施設は、公共下水道が完備するまで、事業者の責任において維持管理するものとする。

(排水設備)

第 28 条

- 事業者は、開発区域外の排水路について関係管理者と協議し、状況に応じ一時雨水を貯留する調整池その他の適当な施設を事業者の負担において設置するものとする。
- 2 事業者は、開発区域からの汚水、廃棄物等の流出により周辺地域の宅地及び農地等に被害を与えないようにするものとする。
- 3 事業者は、開発区域及びその周辺区域の雨水排水について、関係管理者等と協議の上、開発区域及び周辺の状況に応じ、排水施設、貯留施設、浸透施設等を、関係規定、要綱等及び細則に基づき、設置するものとする。

(消防施設)

第 29 条

- 事業者は、開発区域内に細則に基づき必要な消火栓及び防火水槽を設置し、消防水利標識を設置するものとする。
- 2 事業者は、設置した消防水利施設を使用可能な状態にした後、建築物を建築することを原則とする。

(清掃)

第 30 条

- 開発区域内におけるし尿処理については、細則によるものとする。
- 2 集合住宅のごみ及び資源物の収集に関しては、細則に従い集積場所を確保するものとする。
- 3 開発事業により生ずるごみ及び資源物の処理は、事業者の責任において処理するものとする。

(交通安全施設)

第 31 条

事業者は、開発区域内にガードレール、道路反射鏡、街路灯その他安全施設を市と協議の上、設置するものとする。

(掲示施設)

第 32 条

事業者は、市と協議の上、開発区域内に広報掲示板を設置するものとする。

第4章 工事の施行及び帰属

(工事の施行)

第33条

事業者は、工事の施行に当たっては、設計書を遵守し、設計どおり入念に施行するものとする。また、市長が、指導要綱の目的上必要が生じた場合は、設計図書等に明記されていないものでも、市の指示により施行するものとする。

2

工事施行中は、付近に被害が生じないよう万全を期するとともに、被害が生じた場合は、事業者の責任において解決するものとする。

3

事業者は、開発事業に係る工事車両等の搬入路及び台数について、市及び関係機関の指示に従うとともに、関係住民と協議し、交通事故防止、一般通行の障害防止等の対策を講じるものとする。

(公共、公益施設等の確認)

第34条

事業者は、新たに設置する公共、公益施設等について、工事設計書に基づき完全に施行し、完了後市の確認を受けるものとする。道路位置指定により築造された道路も同様とする。

(公共、公益施設用地の帰属及び寄附の手続)

第35条

事業者は、市の帰属となる公共、公益施設用地の所有権移転の登記に必要な一切の書類を工事完了後速やかに市に提出するものとする。

(公共、公益施設等の無償譲渡及び管理)

第36条

事業者は、市が管理に当たる公共、公益施設を無償譲渡するものとし、その譲渡については、日野市公有財産規則(昭和39年規則第11号)の規定を準用し行うものとする。

2

公共、公益施設で市が指定するものは、工事完了後当分の間、事業者の責任において、管理するものとする。

第5章 雑則

(開発事業の施行報告)

第37条

事業者は、細則により、開発事業の施行状況を市に報告するものとする。

(指導助言)

第38条

市は、この要綱によらないで開発事業を行つた者及び第6条の規定による協定内容と実施内容が著しく相違した場合、事業者に対し指導助言するものとする。

(要綱の遵守)

第39条

事業者は、この要綱を遵守するものとする。また、そのために市は事業者に対し必要かつ適切な指導・助言をすることができるものとする。

(定めのない事項等)

第40条

この要綱で定めのない事項、その他で、市長が、この要綱からみて必要と認めるものについては、その都度、事業者と協議の上決定するも

のとする。

2

事業者は、この要綱の特別な処置を受けようとする場合は、理由書を付して市長に申出することができる。

(適用の除外)

第 41 条

この要綱に基づく規定は、国、地方公共団体及び公団、公社等が行う開発事業については、別途協議を行うものとする。

(日野市福祉環境整備要綱との関連)

第 42 条

この要綱の適用に当たっては、日野市福祉環境整備要綱(昭和 63 年 4 月 1 日制定)との関連に留意し、手続を行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、昭和 53 年 11 月 1 日より施行する。
- 2 日野市開発行為指導基準及び日野市中高層建築物建設事業指導基準は、廃止する。
- 3 施行日前日現在、既に受理した事前協議申請及び協定したものは、なお従前の例による。ただし、申請者側の事由により、昭和 54 年 1 月 31 日までの協定の締結が終了しないものにあつては、この限りでない。

付 則(平成 2 年 4 月 1 日)

- 1 この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日現在既に受理した事前協議申請及び既に協定したものは、なお従前の例による。ただし、申請者側の事由により、平成 2 年 7 月 1 日までに協定の締結が終了しないものにあつては、この限りでない。

付 則(平成 2 年 8 月 1 日)

- 1 この要綱は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日現在既に受理した事前協議申請書及び既に協定したものは、なお従前の例による。

付 則(平成 3 年 6 月 1 日)

この要綱は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

付 則(平成 3 年 9 月 1 日)

この要綱は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。

付 則(平成 4 年 1 月 17 日)

この要綱は、平成 4 年 2 月 1 日から施行する。

付 則(平成 7 年 1 月 5 日)

この要綱は、平成 7 年 1 月 5 日から施行する。

付 則(平成 8 年 7 月 1 日)

この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 8 月 1 日)

この要綱は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

付 則(平成 11 年 9 月 7 日)

この要綱は、平成 11 年 9 月 7 日から施行する。

付 則(平成 12 年 7 月 5 日)

この要綱は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 4 月 1 日)

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の日野市住みよいまちづくり指導要綱の規定は、平成 14 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行日の前日現在既に受理した事前協議申出書及び既に協定締結したものは、なお従前の例による。

付 則(平成 14 年 10 月 17 日)

この要綱は、平成 14 年 10 月 17 日から施行する。

付 則(平成 14 年 11 月 15 日)

この要綱は、平成 14 年 11 月 15 日から施行する。

付 則(平成 14 年 11 月 15 日)

- 1 この要綱は、平成 14 年 11 月 15 日から施行し、この要綱による改正後の日野市住みよいまちづくり指導要綱の規定は、平成 14 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行日の前日現在既に受理した事前協議申出書及び既に協定締結したものは、なお従前の例による。

付 則(平成 15 年 2 月 28 日)

この要綱は、平成 15 年 2 月 28 日から施行する。

付 則(平成 15 年 4 月 22 日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 22 日から施行し、この要綱による改正後の日野市住みよいまちづくり指導要綱の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の適用日の前日現在、既に受理した事前協議申出書及び既に協定締結したものは、なお従前の例による。

【発 行】

- 市民まちづくり会議

【事務局】

- 日野市 まちづくり部 都市計画課

〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1

TEL : 042-585-1111 内 3111 担当：真島 星野

FAX : 042-583-4483

e-mail : tosikei@city.hino.tokyo.jp
